平成２８年（フ）第４１号
千葉県柏市宿連寺387番地３　サニーハウスＡ－２号
債務者　星　　宏樹
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４２号
千葉県柏市宿連寺387番地３　サニーハウスＡ－２号
債務者　星　　千春（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１０８号
千葉県流山市南流山２丁目29番地の18　K'Sフラット１―203
債務者　菅原　正之
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１６４号
神戸市中央区国香通６丁目２番２―301号
債務者　嶋村　典子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７２号
神戸市長田区高東町２丁目５番５号
債務者　岡田　　潔
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８３号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番153―105号
債務者　万代浩太郎
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８６号
神戸市東灘区青木５丁目11番８号　アート永和青木　402号、従前の住所神戸市東灘区御影石町３丁目10番24号　チャリティー御影101号
債務者　小田　広行
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１号
熊本県玉名市岱明町開田427番地　ＭＲハイツ101号
債務者　松元　崇志
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２０号
青森県弘前市大字東和徳町13番地16　アビア和徳101号、旧住所青森県弘前市大字川先２丁目１番地12　ヒーロープラザ102号
債務者　諸澤　竜樹
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１３号
松江市宍道町佐々布1562番地
債務者　江藤　雅人
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで　松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
松江市内中原町321番地16　須田借家北側
債務者　西谷　　恵
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで　松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２号
神奈川県三浦市初声町入江274番地２　県営初声シーサイドタウン２―203
債務者　石渡　早苗（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第８２号
神奈川県厚木市長谷1464番地３　コーポイシイＣ202、住民票上の住所神奈川県平塚市寺田縄104番地の３　ハイツ万緑205
債務者　三浦　啓太
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２５号
神奈川県中郡大磯町国府新宿404番地
債務者　府川　和良
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１８号
神奈川県横須賀市汐入町３丁目40番地
債務者　高橋　幸雄
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２０号
神奈川県横須賀市森崎４丁目８番７号
債務者　根岸　和美（旧姓小畑）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２１号
神奈川県横須賀市追浜本町１丁目107番地
債務者　吉田　俊光
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで　横浜地方裁判所横須賀支部